

金沢大学大学院法務研究科
2017年度「法理学」定期試験
2月2日(金) 8:45-10:15 実施
出題: 足立英彦 (70点満点)
解答・解説

1. 次の語句を説明しなさい。(各5点)

(a) 推論(論証)における場合(case)

解答 推論の前提と結論を構成する原子式の真理値の組み合わせ。

解説 例えば $A \rightarrow B, A \vdash B$ という推論の前提と結論は A, B ふたつの原子式(と論理結合子)で構成されており、それぞれの原子式は2種類の真理値(真・偽)をとりうるので、合計で4種類の「場合」がある。

(b) 様相

解答 命題に対する話者や書き手の態度を表すもの。

(c) 自由権

解答 ある行為についてそれをすること及びしないことが許されており、かつ、それをすること及びしないことを妨害しないよう求める権利を有している地位。

(d) 択一的規範競合

解答 二つの規範について、一方の要件が他方の要件より特殊とはいえず、かつ双方の効果が両立しない場合の両者の関係。

解説 排他的規範競合ではない(=一方の要件が他方の要件より特殊とはいえない)ことも書かなければならない。

(e) 反法律的法形成

解答 事実に適用すべき制定法はある、すなわち法に欠缺があるわけではないが、それを適用することがあまりにも耐え難く正義に反している場合に、その制定法と両立しない法規範を形成すること。

2. 次の推論は論理的に正しいか、真理表を書いて確かめなさい。(各5点)

(a) $A \vee B, A$ したがって、 B

解答

		前提 1	前提 2	結論
A	B	$A \vee B$	A	B
1	1	1	1	1
1	0	1	1	0
0	1	1	0	1
0	0	0	0	0

この推論において、前提がすべて真の場合は1, 2行目だけであり、そのうち2行目の場合に結論が偽になっている。すなわちこの推論には反例があるので論理的に正しくない。

(b) $A, \neg A$ したがって, $\neg B$

解答

		前提 1	前提 2	結論
A	B	A	$\neg A$	$\neg B$
1	1	1	0	0
1	0	1	0	1
0	1	0	1	0
0	0	0	1	1

この推論において、前提がすべて真の場合はない。すなわち前提がすべて真で結論が偽の場合（反例）がないので、この推論は論理的に正しい。

3. ある論理式の集合が整合的 (consistent) であるとはどのようなことか。(5 点)

解答 その集合に含まれるすべての論理式を同時に真にするような場合が存在すること。

4. 実定法学の課題と法理学の課題の違いを説明せよ。(5 点)

解答 実定法学は「何が法か」を課題とし、法理学は「法とは何か」を課題とする。

5. a が b に対して責務を負っている (服従している) 場合の b の地位を述べなさい。(5 点)

解答 b は a に対して権限を有している、すなわち b は a の規範的地位を変更する能力を有しているという地位にある。

6. 憲法が制度的保障を定めていると解すべき理由を説明しなさい。(10 点)

解答 憲法は国会に対して、一方で法律を制定・変更・廃止することによって国民の法的地位に変更を加える権限を与えている。法律によって変更される国民の地位には、物理的行為に関する地位 (作為・不作為の義務や許可) のみならず、個別的規範を定めるといふ制度的行為をする権限の有無・その範囲も含まれる。他方で憲法は、とくに重要な物理的行為についてその自由を定めることによって、国会による自由の制限が過剰にならないようにしている。これと同様に考えれば、国民の制度的行為に対する制限が過剰とならないよう、憲法によって国民の権限を定めることで、それを国会が大幅に制限したり廃止したりすることを抑止することによって、制度的行為についての国民の自由を保障すべきであり、もし明示的にそれを保障していないとしても、それを保障していると解釈すべきである。

解説 人の行為のうち、いわゆる「基本的人権」として憲法で明文で保障されている自由な行為は物理的行為 (信念といった心理的行為を含む) に限定されていること、人はその他に制度的行為も行えるのだから、それを保障する必要が有ることを指摘できていればよい。なお、講義では話を簡略化するために「国民」という語を使ったが、日本に住む外国籍住民も制度的保障の対象に含まれるし、法人についても、自然人とは保障の範囲が異なる (たとえば婚姻はできない) もの、制度的保障の対象として考えうる。

7. なぜ裁判官は超法律的法形成をしなければならないのか、公法及び私法における法の欠缺の有無も含めて説明しなさい。(10点)

解答 裁判官は以下の三つの理由のため、法に欠缺がある場合には超法律的法形成をしなければならない。第一に、ほとんどの国では、裁判官には裁判をする義務があると解されており、とくに日本国憲法32条が「裁判を受ける権利」を国民に与えていることから、日本の裁判所が裁判を行う義務を負っていることは明らかである。第二に、法令は人が定めるものであるから、将来起こりうるすべての事例を想定して規範を定めておくことはできない。ただし、公法においては、法律の根拠のない国の行為は法治国家原則によって包括的に禁止されており、法律の定めのない国民の行為は憲法13条によって包括的にその自由が認められていると解せるので、国民の行為に全く関係しないような国の行為に関するものを除き、法の欠缺はないと考えるべきである。これに対して私法においては、強行規定がなく、当事者が何も決めておらず、任意規定もなく、法の適用に関する通則法第3条が定める慣習もない場合は法の欠缺があることになる。最後に、法に欠缺がある場合に裁判官がその場限りの恣意的な判断をすることは平等原則に反するため許されず、裁判官自ら一般規範を形成し、それに従って判断を下すべきである。以上から、裁判官は、事例に適用すべき法規範を法令の文言の可能な意味内容の範囲内に見いだせない場合、事例に適用できる要件をもつ一般規範を形成すること、すなわち超法律的法形成をしなければならない。

以上

参考情報(2018年2月8日現在)

● 定期試験結果

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	定期試験平均点	総合平均点
3	3	0	55.7	83.3